

使主未だ歸らざるに、四十一年二月天皇崩じたまひ、是月阿智使主、織織の工女を率ゐて歸朝し、筑紫より攝津國武庫郡の浦を過ぎ、猪名港に至りて船を泊し命を待ちしが、風浪甚だ峻惡を極めしかば、猪名港に船をつなぎきと、同年夏六月、命に應じて難波宮に詣りて織女織女を獻ず、功によりて、猪名港を阿智使主に賜ひ、其地に機殿を建て、女工をして織織の事を司らしめたまふ、爰に姫機殿に入りて錦綉を製し、四季の衣及貴賤の服を別つ、仁徳天皇勅を諸郡に下し、天下の婦女をして織織の事を習はしめたまひしかば、其術天下に遍きに至りぬ、然るに天皇の七十六年九月十八日、穴織姫歿まかりしかば、七十九年十一月十三日、勅して社を建て、穴織姫の靈を祀らしめたまひぬ、之を秦上神といふ、桓武天皇延暦四年十一月、勅して應神、仁徳天皇を合祀せしめたまひ、清和天皇貞觀元年難波の塚口村に神領地を賜ひき、降つて後醍醐天皇正中元年、穴織大明神の御親筆の勅額を下し給ひければ、是より秦上神とは稱へざるに至りぬ、光明天皇曆應二年、勅して足利氏の將軍をして、猪名川の邊に神地を寄進せしめ、民をして之に居らしむ、小坂田村と名づく、天正年中、池田城主荒木村重亂を起し神地悉く沒收す、文祿二年淺野彈正忠檢地し、慶長年中、内大臣豊臣秀頼公の簾中崇敬厚く、片桐且元、牧新助、林與左衛門等をして造營せしめしと、明治五年十一月郷社に列す、境内四千二百十七坪(官有地第一種)社殿は本殿、拜殿其他神饌所、神輿庫、寶庫、唐門、小門、大門を備ふ。

境内神社

- 大神宮社
- 松尾社
- 國常立社
- 住吉社
- 嚴島社
- 稻荷社
- 猪名津彦神社

例祭日 七月十七日

神饌幣帛料供進 明治四十年二月十一日 告示第二十五號

會計法適用 明治四十一年十月十六日 告示第四百九十三號

氏子戸數 九百六十五戸 崇敬者員數

○大阪府攝津國豊能郡池田町

郷社

吳服神社

祭神

吳服比賣神 仁徳天皇

吳服比賣は吳國より來朝せし工女なり、日本紀應神天皇卷に、三十七年春二月戊午朔遣阿知使主都加使臣於吳令求織工女爰阿知使臣等渡高麗國欲達于吳則至高麗更不知道路乞知道者於高麗王高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者由是得通吳吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女とある是なり、吳を久禮と訓するは久禮波久禮志二人の名に因む、攝津、かくて、四十一年春二月阿知使主等吳より筑紫に至る、何形大神工女等を請ひ給ふ、故に兄媛を胸形大神に奉り、其三婦女を率ゐて攝津國に至る、吳織穴織の二女は吳服里に居り兄媛は居る處を知らず、二女身に光明あり、一百餘歳の間油燭の事を費さず、鍼を執り紙を織る、事叡聞に入り貴戚窮なし、仁徳天皇七十六年九月十七日十八日二女相次いで歿す、其後神となりて託宣す、曰く我此土に降臨し吳服神となりて人をして寒燠の苦なからしめんと、是に於て狀を具して以聞す、仁徳天皇勅して兩社を建立し萬世以て奉祀す、攝津微書所載の吳織穴織大明神緣起による穴織神社は當町内に在りて當社より十町程をへだてたりといふ、攝津群談かくて神領若干を附せられしが、醍醐天皇延長年中兵亂にあひて之を失ひ僅に封三戸とな